

宮城地方労働審議会 家内労働部会 議事録

令和4年2月2日(水)午後1時30分  
仙台第四合同庁舎1階 仙台署会議室

出席者

公益代表

赤石委員 桑村委員 内藤委員

家内労働者代表委員

阿部委員 釜石委員 新関委員

委託者代表委員

大内委員 三塚委員 吉田委員

補 佐 ただいまから、令和3年度宮城地方労働審議会家内労働部会を開催いたします。

私は、賃金室室長補佐の真砂と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

初めに、委員の方々の出席状況を報告いたします。

公益代表委員 3 名

家内労働者代表委員 3 名

委託者代表委員 3 名

以上9名が出席されていますので、地方労働審議会令第8条第3項により、会議が成立していることを報告いたします。

宮城地方労働審議会の委員以外の方に対しましては、本年1月11日に宮城地方労働審議会の臨時委員として発令させていただき、その後宮城地方労働審議会会長より同日付けで家内労働部会委員として指名させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、今期の部会として初めての会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進行させていただきます。

なお、本日は家内労働部会運営規程に基づき、公開ということにさせていただきますが、傍聴の申込みはございませんでした。

それでは、賃金室長から委員の方々を、御紹介させていただきます。

賃金室長 賃金室長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。  
お配りしております会議資料2の名簿の順により、各委員を御紹介させていただきます。

まず、公益を代表する委員ですが

赤石委員でいらっしゃいます。

赤石委員 「...」

桑村委員でいらっしゃいます。

桑村委員 「...」

桑村委員は、地方労働審議会の公益代表委員でございます。

内藤委員でいらっしゃいます。

内藤委員 「...」

次に、家内労働者を代表する委員ですが、

阿部委員でいらっしゃいます。

阿部委員 「...」

釜石委員でいらっしゃいます。

釜石委員 「...」

新関（にいぜき）委員でいらっしゃいます。

新関委員 「...」

次に、委託者を代表する委員ですが、

大内委員でいらっしゃいます。

大内委員 「...」

大内委員は、地方労働審議会の使用者代表委員でございます。

三塚委員でいらっしゃいます。

三塚委員 「...」

吉田委員でいらっしゃいます。

吉田委員 「...」

次に事務局の職員の紹介をさせていただきます。

労働基準部長の本多です。

賃金室長補佐の真砂です。

賃金指導官の小嶋です。

安全専門官の長谷川です。

賃金調査員の伊藤です。

どうぞ、よろしく願いいたします。

補佐 議事に入ります前に、労働基準部長からごあいさつを申し上げます。

基準部長 労働基準部長の本多でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃より労働基準行政への御理解と御協力を賜りまして感謝申し上げます。また、本日はお忙しい中、宮城地方労働審議会家内労働部会に御出席いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、家内労働部会は、最低工賃の新設・改正の計画期間が3年サイクルであることから、宮城においても平成27年度開催から3年に一度の開催に変更しております。

家内労働者の状況は、産業構造や経済情勢等の変化を反映してか、長期的には家内労働者数、委託者数共に減少を続けております。この10年間をみますと、宮城県内では委託者数は100人前後で推移し、家内労働従事者数は10年前約1,400人だったのが少しずつ減少し約1,000人となっております。

このうち、宮城県の二つの最低工賃の適用を受けている家内労働者数は、男子服婦人服製造業で56人、電気機械器具製造業で84人となっております。

本日は、このような家内労働の現況や、第13次最低工賃新設・改正計画の進捗状況、更には向こう3年間の新たな計画の案などについて御説明させていただき、御意見を賜りたいと存じます。

限られた時間の中ではございますが、委員の皆様の御審議をお願いしまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

補佐            それでは、議事に入りますが、議題（１）部会長及び部会代理の選出について、賃金室長から提案させていただきます。

賃金室長        部会役員の選出の前に、本部会の位置づけについて簡単にご説明いたします。

資料１「地方労働審議会と家内労働関係部会」をご覧ください。

現在、宮城地方労働審議会の下には、本部会と最低工賃専門部会が設置されておりますが、それぞれの下のカッコ書きの部分をご覧くださいますと、最低工賃専門部会は最低工賃の決定、改正に関する事項の調査審議に特化しているのに対し、家内労働部会は、家内労働に関するそれ以外のことを審議するという役割を担っておりますので、ご確認願います。

それでは部会長と部会長代理の選出について提案させていただきます。

地方労働審議会令第６条第５項により、部会長は、「当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」ということになっており、また、同条第７項では部会長代理について、「当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長が予め指名する者がその職務を代理する。」ということになっています。

家内労働部会の前に、公益委員の方々と打合せを行っていただいておりますので、その結果をお諮りするということによろしいでしょうか。

委員            （異議なし。）

賃金室長        それでは、異議なしということでございますので、打合せ結果を御報告いたします。

部会長には 桑村委員、部会長代理には 赤石委員 という打ち合わせの結果となっております。

御承認をお願いいたします。

委 員 (異議なし。)

賃金室長 御承認をいただきまして、ありがとうございます。  
それでは、部会長に 桑村委員、部会長代理に 赤石委員 で  
お願いいたします。

補 佐 それでは、部会長、部会長代理に、ごあいさつをお願いしたい  
と思います。最初に部会長をお願いいたします。

部 会 長 部会長に選出されました 桑村 でございます。  
この家内労働部会は、最低工賃の改定計画を3年間毎に策定す  
るということから、平成30年度に引き続き、今年度の開催とな  
ったところです。  
限られた時間ではありますが、有意義な会議にしたいと思いま  
すので、よろしくをお願いいたします。

補 佐 次に、部会長代理、お願いいたします。

部会長代理 部会長代理に選出されました 赤石 でございます。  
部会長を補佐して、議事の円滑な進行に努めたいと思いま  
すので、よろしくをお願いいたします。

補 佐 部会長が選出されましたので、これからの議事進行は部会長に  
お願いいたします。

部 会 長 それでは、議事に入ります。  
議題(2)宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程の改正につ  
いて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明いたします。  
今般、内閣官房行政改革推進本部事務局より、署名、押印、対面  
の手続きを見直すとの方針が示され、議事録署名の廃止、及び、テ

テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席を可能とする地方労働審議会運営規程準則の一部改正がなされたところです。

宮城地方労働審議会においても会議資料3-(1)のとおり運営規程の改正がなされております。

当家内労働部会においても、資料3-(2)(案)とおり、議事録署名の廃止、及び、テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席を可能とするよう運営規程を改正し本日付けで施行することを提案いたします。2枚目に新旧対照表を添えておりますので参考にしてください。

なお、今後、本審議事録の署名は廃止しますが、内容の信頼性を担保するため、議事録作成後、関係委員に確認をしていただくこととしていること、また、今回の改正に合わせその他軽微な修正も加えておりますことを申し添えます。

部会長       ただいま事務局から提案のありましたとおり宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程について改正し、本日付けで施行してよろしいでしょうか。

委 員       (異議なし)

部 会 長       それでは、異議なしということですので、宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程は、資料3-(2)の(案)を削除し、本日から施行させていただきます。

次に、議題(3)宮城県における家内労働の現状について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長       それでは、議題(3)「宮城県における家内労働の現状について」御説明いたします。

資料10「家内労働のしおり(令和3年度版)」をご覧ください。これは毎年、厚生労働省で作成している全国版となります。

P4、P5をご覧ください。「家内労働のあらまし」がありま

す。家内労働法は昭和 45 年に施行された法律です。

「家内労働法の目的(法第 1 条)」には家内労働者の労働条件の最低基準を定めたものである、とし、次の「家内労働者の定義(法第 2 条)」では、委託を受けて労働の対償(たいしょう)を得るために働くものであることと規定、また、「委託者の定義(法第 2 条)」や、家内労働者の「補助者の定義(法第 2 条)」が記載されています。

「家内労働手帳(法第 3 条)」についてですが、これは家内労働を委託するに当たって、家内労働に関わる条件の通知を委託者にしっかりとさせるという観点から、家内労働手帳を交付するという規定となっています。

P 7 をご覧ください。中段、「工賃の支払(法第 6 条)」には、工賃の支払いを労働基準法に準じて定期的に行わせるということを規定、その下には、第 8 条から第 16 条に「最低工賃」が規定されていて、「ある部品について、その一定の工程ごとに工賃の最低額を決め」て、その履行を図っていくという制度であるとしています。

P 8 をご覧ください。「安全及び衛生に関する措置(法第 17 条)」の規定が記載されています。

家内労働法を制定する契機となったのが、昭和 34 年にヘップサンダル加工の内職をしていた主婦が、「ベンゼンゴムのり」による中毒で死亡する事故があったことです。よって家内労働法では安全衛生面の規定がかなり大きく占めています。

P 18 の下半分をご覧ください。「届出(法第 26 条)」には「委託状況届」が載っています。

毎年 4 月現在の状況を、法定の様式で労働局長に届出をしてもらうという規定で、当局ではこの委託状況届により状況を把握しつつ、他にそれだけでは十分な把握ができないため、最低工賃の改定前には、別途「家内労働実態調査」を行って、最低工賃の審議の資料としています。

次に、P 21 をご覧ください。「家内労働に関する施策の概要」です。

P 22 をご覧ください。全国の「業種別最低工賃決定状況」ですが、

平成 31 年 3 月 7 日現在のもので、最低工賃の設定件数は全部で 98 件、その中で「衣服、その他の繊維製品製造業に係る最低工賃」の数が 56 件、「電気機械器具等製造業に係る最低工賃」が 25 件などとなっています。

下に都道府県ごとの決定一覧が載せてあり、宮城県は「男子服・婦人服製造業」と「電気機械器具製造業」の 2 つの最低工賃が決定されています。

P 30 をご覧ください。「家内労働の現状」です。

厚生労働省では、全国的に家内労働者、委託者等の人数などを、毎年 10 月 1 日現在の状況で調査しています。その結果は P 32 と P 33 の二つの表に載っていますので、御覧ください。

第 1 表の 2 段目「家内労働者」は、令和 2 年度は約 10 万 5 千人で、昭和 48 年の 184 万人をピークに 1/17 ~ 1/18 に減少しました。近年の減少率は鈍くなっているところです。

また、表の中から、男女比率では約 9 割が女性で、専業や副業ではなく、いわゆる内職、主たる職を持たない家庭の主婦等が家事の間に従事しているというパターンが 94.2% を占めています。

委託者の数については、法が制定された昭和 45 年当時には 11 万 3 千人だったところ当時の 1/15 に減少し、近年は 7 千人台の数字で推移しております。

第 2 表は、家内労働者の方が就いている業種を示したもので、多いのは 3 段目の衣服、その他の繊維製品製造業を含む「繊維工業」の 24.8%、2 番目は下から 4 段目の「電気機械器具製造業」の 11.3% となっています。

P 34 の第 3 表の都道府県別の家内労働従事者数などがありますが、宮城県の状況について、後でご説明申し上げます。

次に P 37 をご覧ください。「家内労働者の労働条件の現状」が載っています。令和 2 年 10 月 1 日現在の状況となります。

P 37 の第 1 図は年齢階級別家内労働者構成比ですが、60 ~ 70 歳未満と 70 歳以上とで 53.3% を占めております。平均年齢は 58.9 歳、平均経験年数は 11.6 年となっています。

P 38 をご覧ください。平均就業時間数は 1 日 4.9 時間、平均就

業日数は 1 か月 17.6 日となっております。

隣の P 39、平均工賃額は 1 時間 520 円、1 か月 3 万 7320 円となっております。ちなみに、令和 2 年 10 月改正後の全国の最低賃金の加重平均の額は時間額で 902 円となっておりますので、家内労働者の平均工賃はこの 902 円の 57.6%となっております。

以上が全国の様況です。

続いて、資料 4 をご覧ください。「宮城県における家内労働の概要」の説明に移ります。

この資料にある家内労働者の数等の数値は、毎年 10 月 1 日を基準にして実施する「家内労働概況調査」による結果をもとに作成しています。

先ほどの全国版は令和 2 年の数字が入っていますが、こちらは令和 3 年 10 月の調査の内容を入れています。

P 2 を御覧ください。令和 3 年 10 月の県内の家内労働従事者数は 1,019 人で、その内訳は家内労働者が 1,009 人、補助者が 10 人でした。

家内労働者の男女別では圧倒的に女性が多く約 92.5%を占めており、全国の比率より多くなっています。

家内労働従事者数、委託者数は、東日本大震災の時期に大きく減少しました。ここ 10 年程は、委託者数は 100 名前後で推移し、家内労働者は約 1400 名だったのが少しずつ減少し約 1,000 名になっており、全国より減少の幅が大きくなっています。

次に P 3 をご覧ください。類型別をみますと、「内職的家内労働者」が大部分で 96.9%を占めています。

業種別でみますと、家内労働者数の割合は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」で 28.9%と多く、次いで「衣服・その他の繊維製品製造業」が 24.0%となっております。3 年前の 30 年度の調査結果に比べ「衣服・その他の繊維製品製造業」の家内労働者数が約 100 名減少し、順位が逆転しております。

次に、P 7 を御覧ください。危険有害業務従事する家内労働者数

を載せています。

現在、危険有害業務として把握しているのは２種類で、「動力マシンなど動力により駆動される機械の作業」、次いで「有機溶剤にかかる作業」になります。プレス機械、型付け機、旋盤などを使用する作業に従事する家内労働者は、０名となります。

次に、P8を御覧ください。「家内労働に係る指導等の実施状況」が載っています。

項目１の家内労働法の周知については、金額改正時に、委託者の方々に工賃の改正資料の送付、宮城労働局ホームページへの掲載などにより周知を図っております。

項目２の個別指導の状況については、労働基準監督署を窓口到家内労働者からの相談、委託者に対する指導等を行っております。

委託者に対する監督指導ですが、全国では、令和元年に、37件の監督指導を実施しております。廃業等を除いた22件のうち、約6割で違反が認められ、最低工賃を支払っていなかったとの違反が5件と一番多かったとのことです。

詳しくは、「参考資料」に令和3年3月29日に開催された中央の家内労働部会の議事録をつけておりますので、見ていただければと思います。

以上で、「宮城県における家内労働の現状について」の説明を終わります。

部会長       ただ今の説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

委員       （質問、意見、なし）

部会長       無いようですので、それでは、次の議題ですが、  
議題（４）最低工賃の改正状況について、  
議題（５）最低工賃新設・改正計画の実施状況について、  
議題（６）宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正  
                  諮問見送りについて、

議題（ 7 ）第 14 次最低工賃新設・改正計画について、  
は関連がありますので、事務局から一括して説明をお願いします。

賃金室長　それでは、議題（ 4 ）「最低工賃の改正状況について」説明いたします。

「最低工賃の改正状況について」として、現在の宮城県の最低工賃と、これまでの最低工賃新設・改正計画に対する実施状況を説明させていただきます。

最初に「宮城県の最低工賃」ですが、先ほどご覧いただいた資料 4 「宮城県における家内労働の概要」の P9 を御覧ください。

P9、P10 が宮城県電気機械器具製造業最低工賃、P11 から P18 が宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃です。これら二つが宮城県の最低工賃です。

電気機械器具の最低工賃は、P9 に記載したとおり、平成 29 年度に最低工賃専門部会での審議をいただき、答申を経て、平成 30 年 5 月の発効となっています。シールド線に対して、端末加工、チューブ挿入、そして、コネクタへのシールド線の差し、リード線の差し、全部で 4 工程の作業に最低工賃が設定されています。

男子服・婦人服の最低工賃は、P11 に記載のとおり、平成 28 年度に審議をしていただき、平成 29 年 5 月に発効となっております。背広上下とかズボン・スラックス等の 7 品目に対してまつり、糸くず取り、ボタン付け等の延べ 60 工程の作業に工賃が設定されています。

この改定も含めた、今までの経過や推移は、資料 6 の(1)や(2)に、引上げ率等を表にしておりますので、参考にさせていただきたいと思えます。また、宮城県最低賃金と宮城県特定最低賃金の引上げ額と引上げ率の推移が記載されています資料 5 を添付しておりますので、参考としてご覧いただきたいと思います。

次に議題（ 5 ）「第 13 次最低工賃新設・改正計画」の実施状況についてです。

資料番号 7（ 1 ）の一番下の段をご覧ください。横長の資料です。

第13次計画の期間は令和元年度から今年度までの3か年です。また、資料7-(2)に詳しく記載しておりますので、ご覧ください。

第13次計画では、令和元年度に男子服・婦人服、令和2年度に電気機械器具の最低工賃改正を予定しておりましたが、計画どおりに実施できませんでした。

最低工賃の改定に当たりましては、家内労働の実態を把握するための最低工賃実態調査を実施し、その結果等を踏まえ、最低工賃専門部会において議論を行っております。

令和元年度、当該調査が統計法上の統計調査に該当するのではないかという疑義があり、最終的に当該調査は統計法上の統計に当たらないということを確認いたしました。確認期間中、実態調査の実施を差し控えるよう本省から指示があり、令和元年度に改正のための実態調査ができませんでした。そのため、令和2年度に男子服婦人服を、令和3年度に電気機械器具の最低工賃の実態調査を行い改正を審議する計画に変更いたしました。

男子服婦人服については、令和2年度に実態調査し改正を審議する計画でしたが、コロナ禍の影響で家内労働者数が前回調査の約1/3に減少、アパレル業界では倒産や事業縮小が相次ぎ、業況も悪く、実態調査を実施したものの、改正諮問を翌年に見送りました。令和3年度も委託者数、家内労働者数などの追加調査を実施しましたが、増加なく、業況も厳しいままであることから、改正諮問を見送る予定です。

電気機械器具については、変更した計画どおり、本年度改正諮問し、現在改正のための審議を継続中となっております。

次に議題(6)宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正諮問見送りについてです。

資料8-(1)をご覧ください。国内のアパレル関係の売上高ですが、平成30年度には、20年前に比べ62%の減少となっていました。

そこに令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、急激に衣料品販売額が減少し、衣料品製造業者にも大きな影響がでました。

令和2年に業界大手のレナウンやオンワード樫山など、全国的に企業の破産、事業縮小が相次ぎました。県内においても製造業者の倒産、家内労働を廃止し内製化を進める動きなどがあり、表3に示すとおり、委託者数、家内労働者数とも大幅に減少、家内労働者に関しては、平成2年度の調査では、平成28年度の調査と比べ約1/3の56名となったところです。

令和3年度に入っても、国内アパレル関係の売上は回復せず、県内の委託者、家内労働者の数も増加に転じませんでした。昨年度、本年度に実施した実態調査結果を資料8-(2)として添付しておりますので参考にいただければと思います。

以上のような状況であり、事務局として、本年度においても、改正諮問を行える状況にないと判断したところです。改正諮問の見送りについて了解をいただきたく、ご審議をお願いいたします。

次に議題(7)第14次最低工賃新設・改正計画(案)についてです。

まず、資料9(1)第13次最低工賃新設・改正計画実施方針をご覧ください。第14次の実施方針は、現在本省で取りまとめ中ですが、基本的な方針は変わりませんので、その方針を確認します。

1(1)の計画的な改正には、原則として3年を目途に実態を把握し見直しを行うこと、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うことが示されています。

1(2)の実態調査には、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと、最低工賃額の時間当たりの換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする、が示されています。

1(3)の改正諮問の見送りには、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、

公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと、が示されています。

3 の最低賃金の統合又は廃止の検討には、適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること、が示されています。

これら方針についてご留意いただければと思います。

次に、資料9(2)第14次最低工賃新設・改正計画(案)をご覧ください。

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃ですが、適用家内労働者が55人と100人を大きく下回っておりますが、前回改正の調査時までには、100人以上だったこと、現在コロナ禍の影響により業況も悪いものの、将来的にも増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと判断するためには、もう少し、経過をみていく必要があると考えられること、以上から、廃止ではなく、改正の計画としました。

また、過去からの改正の経過からすれば、令和4年度が改正の年度となりますが、昨年度、本年度と調査を行っており、1年間では、大きな業況の変化など期待できないことから、2年後の令和5年度に改正する計画(案)としました。

宮城県電気機械器具製造業最低工賃ですが、適用家内労働者が84名と100人を下回っておりますが、こちらも前回改正の調査時までには、100人以上だったこと、こちらも半導体不足などコロナ禍の影響を受けているところもありますが、業況が悪いとまでは判断できないこと、以上から、改正の計画としました。

また、過去からの改正の経過からすれば、令和5年度が改正の年度となりますが、令和5年度とすると男子服・婦人服の改正とも重なり、各委員・事務局の負担を考えますと同一年度で二つの工賃改正を行うことは困難なため、3年後の令和6年度に改正する計画(案)としました。

3 として改正にあたり考慮すべき事項を記載したのは、2年後の改正時期において、男子服・婦人服最低工賃に関して、適用家内労働者数、業況をみて改正を行う状況にあるか判断する必要があることから、留意いただくため記載したものです。

計画（案）は以上となります。ご審議をお願いいたします。

部会長 初めに、議題（4）最低工賃の改正状況について、議題（5）最低工賃新設・改正計画の実施状況について、の説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。

委員 （意見、質問、なし）

部会長 無ければ、次に、議題（6）宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正諮問見送りについて、の事務局案に対してはいかがでしょうか。ご意見をお願いします。

部会として、改正諮問見送りについて了承してよろしいでしょうか。

吉田委員 事務局案には、異論ございません。

男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員を以前お務めになった委員がおり、その方を通じて業界の状況をお聞きしましたところ、事務局から説明ありましたとおり廃業されている業者さんが非常に多いと、それから首都圏の会社の方に事業承継をされてこちらの方に経営の実態がない会社さんも非常に多いと、委託者が非常に減少していると、業況をお聞きしています。

そういった状況ですので、次回の専門部会の開催にあたりましては、適用家内労働者数などの状況をみて開催を行う状況にあるか判断するのはもちろんですが、今後は専門部会を維持していくのかどうかも、いずれ時機をみて検討が必要でないかと考えてございますので申し添えたいと思います。以上でございます。

部会長 ご意見として承りました。事務局何かございますか。

賃金室長 おっしゃるとおりと思います。次回以降、家内労働部会を含めまして検討の材料とさせていただきます。

部会長 ほかはいかがでしょうか。

委員 (その他の質問、意見なし)

部会長 それでは、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃にかかる改正諮問の見送りについて、了承することにしたいと思います。

部会長 次に議題(7)第14次最低工賃新設・改正計画について、はいかがでしょうか。ご意見をお願いします。

部会としても、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

委員 (質問、意見なし)

部会長 それでは、第14次最低工賃新設・改正計画(案)について、了承することにしたいと思います。

この結論に対して、事務局で何かありますか。

賃金室長 ご審議、ありがとうございます。

資料3-(1)にありますとおり「宮城地方労働審議会運営規程」第10条第1項では、「部会長が委員である部会がその所掌事務について議決したときは、当該議決をもって審議会の議決とする。」としております。本部会の審議結果がこれに当たりますので、重要事項として、部会長名で審議会会長へ報告したいと思います。

つきましては、事務局で作成した報告書案について、内容を確認していただければと存じます。

部会長 それでは、事務局で審議結果の報告書案を作成していただき、配布して、読み上げてください。

( 報告書 ( 案 ) の委員への配布 )

指 導 官

案、

令和4年2月2日

宮城地方労働審議会 会 長 高木 龍一郎 殿

宮城地方労働審議会 家内労働部会長 桑村 裕美子

第14次最低工賃新設・改正計画に関する報告書

当家内労働部会は、令和4年2月2日、第14次最低工賃新設・改正計画について、審議した結果、別紙のと通りの結論となったので報告する。なお、本件の審議に当たった部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 赤石 雅英 桑村 裕美子 内藤 千香子

家内労働者代表委員 阿部 祥大 釜石 行雄 新関 直人

委託者代表委員 大内 仁 三塚 亜紀男 吉田 聡

別 紙

第14次最低工賃新設・改正計画について

計画期間の令和4年度から令和6年度までの改正は、令和5年度が宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃、令和6年度が宮城県電気機械器具製造業最低工賃とし、令和4年度は対象を設定しないこととする。

以上です。

部 会 長

報告書の内容は、これでよろしいでしょうか。

委 員

( 異議なし )

部 会 長

それでは、議題(8)その他について、事務局で何かありますか。

賃金室長

特にございませぬ。

部 会 長        委員の皆様からは、何かございますか。

委     員        ( 意見等なし。 )

部 会 長        それでは、本日の当部会における審議結果については、本日付けで会長あての報告書を作成して、3月に開催されます宮城地方労働審議会で説明させていただきます。

                  本日予定されていた議事はすべて終了しましたので、最後に労働基準部長から閉会にあたってのご挨拶いただければ存じます。

基準部長        本日の審議にて、今後の3カ年計画に対するご理解をいただきまして、ありがとうございました。本日、ご承認いただきましたことを尊重し、計画に即した最低工賃改正を進めてまいりたいと考えております。

                  引き続き当行政への御理解と御協力をお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

補     佐        以上をもちまして、本日の家内労働部会は終了させていただきます。ありがとうございました。